



平成21年1月20日
財団法人フィットネス21事業団

指定管理者の指定について

平成20年12月3日の市会の決議を経て、下記施設の指定管理者の指定を受けました。

1 施設名称

- ・大阪市立此花スポーツセンター *新規指定
- ・大阪市立都島屋内プール *平成17年4月より引き続き指定
- ・大阪市立中央屋内プール *新規指定

2 指定期間

- ・平成21年4月1日～平成25年3月31日

以上

◇本件お問い合わせ先

電話： 06-6325-0021 (本部代表)

メール： <http://www.fitness21.or.jp/mail/>

(メールフォームをご利用下さい)